

保護者の皆様

生徒の皆さん

県立正徳館高等学校長

いじめ問題への対応に向けた警察との連携等について

日頃より、本校の教育活動に御協力いただき、感謝申し上げます。

本校では、いじめ問題への対応について、いじめ防止対策推進法等に基づき、いじめの未然防止、積極的な認知、組織的な対応等の取組を進めてきております。今後も、いじめを決して許さず、被害生徒を徹底して守り通すという決意で全力を尽くしてまいります。

しかしながら、犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべきいじめ等については、学校だけで対処しきれない場合もあります。このような場合は、令和5年2月7日付 文部科学省の通知により、生徒の命や安全を守ることを最優先にし、直ちに警察に相談・通報して適切な援助を求めることとされています。

いじめ問題への対応として、学校が直ちに警察に相談・通報を行い、警察と連携して対応していくことがあります。このことについて御理解の上、御協力をお願いいたします。

○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

(文部科学省 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について (通知))

添付資料1 からの抜粋)

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。 	<p>暴行 (刑法第208条)</p>	<p>第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 	<p>恐喝 (刑法第249条)</p>	<p>第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。 	<p>窃盗 (刑法第235条)</p>	<p>第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。 	<p>器物損壊等 (刑法第261条)</p>	<p>第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。 	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)</p>	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。 	<p>自殺関与 (刑法第202条)</p>	<p>第202条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>